

アピール（案）

「法律を守れ！ 法律を守らせよう！ 法律を活用しよう！」

本日、働き方ネット大阪第5回のつどい「マクドナルドだけじゃない！不払い残業の実態を告発する」に参加したわたしたちは、労働基準法が定める残業代（割増賃金）が支払われていない現状が広く日本の社会に蔓延していることについて、大きな怒りを共有しました。

日本の多くの企業では、労働基準法をはじめとする労働関連の法律が十分に守られていません。それどころか、労働基準法の適用を免れようとする偽装「管理職」や偽装「個人請負契約」が横行しています。日本経団連の会長が派遣法について「法律が悪い」と発言したり、東京地裁のマクドナルド店長の判決について経営側弁護士から「法律が実態に合致していないことが問題だ」などと論評をするなど、企業は法律を守らないどころか、法律が間違っていると開き直り、逆に「ホワイトカラー・エグゼンプション」を導入せよというように法律を企業に都合良く変えてしまおうとしています。

労働基準法は労働の最低条件を定めた法律です。残業することは、原則として禁止され、残業した労働には割増賃金を支払わせ抑制するのが最低のルールです。

昨今、企業は、コンプライアンス（法令遵守）やCSR（企業の社会的責任）を声高に叫んでいますが、まずは企業自らが最低限のルールである労働基準法をはじめとする労働関連の法律を守るべきです。

わたしたちは、法律を守らない企業に対して、「法律を守れ！」という警告の声を上げます。

法律を守らない企業に対しては、法律を守らせなければなりません。

労働基準監督署をはじめとする労働行政は、企業に労働基準法を守らせる役割を担っています。厚生労働省は今年4月1日付けで全国の労働局に対して、「近年、十分な権限や相応の待遇を与えていないにもかかわらず、管理職として扱っている例もあり、なかには著しく不適切な事案もみられる」として「名ばかり管理職」について監督の徹底を求めました。

わたしたちは、労働行政に対して、「企業にちゃんと法律を守らせるように！」と求めます。

今年1月、東京地裁でマクドナルド店長に残業代の支払いを認める判決が下されました。ひとりの店長が声を上げて裁判に立ち上がったことで、社会にも大きな影響を与えました。法律が守られていない現状に見て見ぬふりをしていては社会は変わりません。きちんと法律が守られる社会を実現するためには、わたしたち自身が法律を活用しなければなりません。法律が守られていないなら、きちんと法律を守るように声を上げなければなりません。

残業代未払いを当たり前と思わず残業代が払われていない人は、会社にきちんと残業代を支払うように求めるところから始めましょう。

2008年4月10日

働き方ネット大阪第5回つどい参加者一同